

# 原発再稼働 差止め訴訟

滋賀弁護士会 井戸謙一

## 現在の原発差止め請求訴訟

番号	原発	裁判所	被告	提訴類型	提訴日
1	柏	札幌地裁	北海道電力	民事差止め訴訟	2011.11.11
2	大飯	函館地裁	電源開発・国	民事差止め・国賠	2010.7.28
3	大飯	東京地裁	電源開発・国	行政差止め・民事差止め	2014.4.3
4	六ヶ所(廃棄物貯蔵センター)	青森地裁	国	事業許可取消	1993.9.17
5	六ヶ所(再処理工場)	青森地裁	国	事業許可取消	1993.12.3
6	東海第二	水戸地裁	日本原電・国	設置許可無効確認・運転差止め	2012.7.31
7	柏崎刈羽	新潟地裁	東京電力	運転差止め	2012.4.23
8	志賀	金沢地裁	北陸電力	運転差止め	2012.6.26
9	高浜1、2	名古屋地裁	国	延長認可差止め	2016.4.14
10	大飯3、4	名古屋高裁金沢支部	関西電力	運転差止め	2012.11.30
11	大飯・高浜・美浜	大津地裁	関西電力	運転差止め	2013.12.24
12	高浜3、4	大飯高裁	関西電力	仮処分(保全抗告)	2015.1.30
13	大飯3、4	大飯地裁	国	運転停止義務付け	2012.6.12
14	大飯1~4	京都地裁	国・関西電力	運転停止・国賠	2012.11.29
15	浜岡	東京高裁	中部電力	運転差止め	2002.4.25
16	浜岡	静岡地裁	中部電力	廃止要求	2011.7.1
17	浜岡	静岡地裁浜松支部	中部電力	永久停止請求	2011.5.27
18	島根1、2	広島高裁松江支部	中国電力	運転差止め	1999.4.8
19	島根3	松江地裁	中国電力	設置許可無効確認・運転差止め	2013.4.24
20	上関	山口地裁	山口県	公有水面埋立免許失効確認	2008.12.2
21	伊方1~3	松山地裁	四国電力	運転差止め	2011.12.8
22	伊方3	松山地裁	四国電力	仮処分	2015.5.31
23	伊方1~3	広島地裁	四国電力	運転差止め	2016.3.11
24	伊方3	広島地裁	四国電力	仮処分	2016.3.11
25	伊方3	大分地裁	四国電力	仮処分	2016.6.25
26	伊方2、3	大分地裁	四国電力	運転差止め	2016.9.25
27	玄海2、3	佐賀地裁	九州電力	仮処分	2011.7.7
28	玄海2~4	佐賀地裁	九州電力	運転差止め	2011.12.27
29	玄海3~4	佐賀地裁	九州電力	運転停止命令義務付け	2013.11.15
30	玄海1~4	佐賀地裁	九州電力・国	国賠・操業禁止	2012.1.31
31	川内	鹿児島地裁	九州電力・国	国賠・操業禁止	2012.5.30
32	福岡	福岡地裁	国	設置許可取消義務付け	2015.6.10
33	もんじゅ	東京地裁	国	設置許可取消義務付け	2015.12.25

## 新訴訟が続々と提起

- ⇒H27.12.25 新もんじゅ(東京地裁・行政訴訟)
- ⇒H28. 3.11 伊方1~3号(広島地裁・本訴)
- ⇒H28. 3.11 伊方3号(広島地裁・仮処分)
- ⇒H28. 4.14 高浜1、2号(名古屋地裁・行政訴訟)
- ⇒H28. 5.31 伊方3号(松山地裁・仮処分)
- ⇒H28. 6.10 川内1、2号(福岡地裁・行政訴訟)
- ⇒H28. 6.29 伊方3号(大分地裁・仮処分)
- ⇒H28. 9.28 伊方2、3号(大分地裁・本訴)
- ⇒H28.12. 9 美浜3号機(名古屋地裁・行政訴訟)
- ⇒H29. 1.27 玄海3. 4号(仮処分)

## 福島第一原発事故後の裁判所の変化 (運転等差止め請求権の有無について判断したもの)

- ① 大阪地裁H25.4.16決定(大飯仮処分)却下
- ② 福井地裁H26.5.21判決(大飯本訴)認容
- ③ 佐賀地裁H27.3.20判決(玄海MOX燃料使用差止)却下
- ④ 福井地裁H27.4.14決定(高浜仮処分)認容
- ⑤ 鹿児島地裁H27.4.22決定(川内仮処分)却下
- ⑥ 福井地裁H27.12.24決定(高浜仮処分異議)却下
- ⑦ 大津地裁H28.3.9(高浜仮処分)認容
- ⑧ 福岡高裁宮崎支部H28.4.6(川内仮処分)抗告棄却
- ⑨ 福岡高裁28.6.27(玄海MOX燃料使用差止め)控訴棄却
- ⑩ 大津地裁H28.7.12決定(高浜仮処分異議)原決定認可

4勝6敗(福島第一原発事故前は、2勝36敗)

## 2016.3.9大津 地裁決定発令



2016.3.10高浜  
3号機運転停止

5

## 避難計画の問題

- 福島第一原発事故の経験に照らせば、「国家主導での具体的で可視的な避難計画が早急に策定されることが必要であり、この避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準が望まれるばかりか、それ以上に、過酷事故を経た現時点においては、そのような基準を策定すべき信義則上の義務が国家には発生しているといってもよいのではないだろうか」

7

## 大津地裁決定の特徴

- 1 福島第一原発事故を踏まえた判断枠組論
- 2 差し止めた理由
  - (1) シビアアクシデント対策の不備(設計思想)
  - (2) 基準地震動700ガルの不十分(平均像でいいことの説明ができていない)
  - (3) 大津波の恐れ
  - (4) 使用済み燃料ピットの安全性不十分
  - (5) 実効性のある避難計画がないこと
- 3 特徴
  - (1) 関西電力に立証の高いハードルを課した。
  - (2) 新規制基準の不合理性を明確に指摘した。
  - (3) 避難計画の問題を正面から指摘

6

## 福島第一原発事故後の法律改正

### 【原子力基本法】

第2条 安全の確保については、**確立された国際的な基準**を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として行うものとする」

### 【原子力規制委員会設置法】

第1条 (原子力規制委員会の職務は)「**確立された国際的な基準**を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るために必要な施策を策定する」こと

8

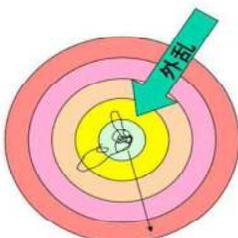
## 深層防護の考え方

1層～5層それぞれが独立して求められる  
(前段否定・後段否定)

IAEA Safety of Nuclear Power Plant (NS-R-1)

### 深層防護 (Defense-in-Depth)

1. 異常の発生を防止する
2. 異常が発生しても、その拡大を防止する
3. 異常が拡大しても、その影響を緩和し過酷事故に至らせない
4. 異常が緩和できず、過酷事故に至っても、対応できるようにする
5. 異常に対応できなくても、人を守る



5層の深層防護

9

## 住民の申立てを却下した決定はどう言ったか？

### 【川内原発鹿児島地裁決定】

本件避難計画等は、現時点において、一応の合理性、実効性を備えているものと認めるのが相当である。

↑  
市民の常識に反する！

### 【高浜仮処分異議審福井地裁決定】

本件原発においては、炉心損傷、炉心溶融に結び付く危険性については社会通念上無視し得る程度にまで管理されているといえるから、炉心損傷、炉心溶融が生じた後の対策等に関する主張について判断するまでもなく……

↑  
深層防護の考え方に反する！

### 【高裁宮崎支部決定】

避難計画を規制の対象にするか否かは立法政策の問題である。策定された避難計画が合理的である限り、規制の対象となっていないとしても違法ではない。

↓  
住民側が指摘する問題があるとしても、避難計画があるのであれば、違法ではない。

↑  
論理矛盾

10

## 大津地裁決定の意義と影響

### 【意義】

司法の力で初めて運転中の原発を停止させた。

隣接県の住民の申立てにより隣接県の裁判所が原発を停止させた。

### 【影響】

司法に対する期待の高まり→新たな提訴

市民運動や良心的な専門家に対する励まし効果→島崎発言

司法リスクを認識した事業者

11

## 恥ずかしい却下決定・判決の手法

### ・福井地裁異議審決定 (H27.12.24) → 争点隠し決定

都合の悪いことは判断しない。

### ・福岡高裁宮崎支部決定 (H28.4.6) → 論理捻じ曲げ決定

火山ガイドの定めは、火山の噴火の時期及び規模が相当の時点での確に予測できることを前提としている点において不合理

(VEI7以上の破局的噴火のような)歴史時代において経験したことがないような規模及び態様の自然災害の危険性については、その発生の可能性が相当の根拠をもって示されない限り、原発の安全性確保の上で自然災害として想定しなくても、当該原発が安全性に欠けるということではできない。

※【火山ガイド】 完新世(過去1万年)に活動を行った火山は将来活動の可能性のある火山とする。第4紀(過去258万年)火山のうち、完新世に活動を行っていない火山についても一定の条件下では将来の活動可能性が否定できない火山とする。

### ・浜岡原発静岡地裁判決 (H19.10.26) → 根拠のない希望的観測判決

このような抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を国の施策上むやみに考慮することは避けなければならない。

12

## 司法の変化をもたらしたものの (主体面)

- 1 市民運動の盛り上がり
- 2 弁護士の努力
- (1) 脱原発弁護士全国連絡会議の結成
- (2) 原発問題専属弁護士の登場
- 3 専門家・匿名専門家の協力

## 司法の変化をもたらしたものの(客観面)→ 原発問題のパラダイム転換

- 原発安全神話の崩壊
- 専門家信頼神話の崩壊
- 原発低コスト神話の崩壊
- 原発必要神話の崩壊
  - ➡ 国民世論の圧倒的な変化

原発は不要(又は、必要性は極めて小さい)  
今後原発事故のリスクは誰も否定できない。

**リスクを我慢させる事由は、一般的には公益性と互換性。  
原発はいずれも備えていない!**

## 原発必要神話の崩壊

電力会社	最大需要日	最高気温 (°C)※1	最大需要 (万kW)	供給力 (万kW)	予備率	最大需要 (見直し※2) (万kW)	供給力 (見直し) (万kW)	予備率 (見直し)
北海道電力	8月5日(水) (11~12時)	34.5	447	556	24.5%	472	513	8.7%
東北電力	8月6日(木) (14~15時)	34.7	1,393	1,591	14.2%	1,445	1,524	5.5%
東京電力	8月7日(金) (13~14時)	37.0	4,957	5,371	8.3%	5,090	5,650	11.0%
中部電力	8月3日(月) (14~15時)	36.4	2,489	2,701	8.5%	2,597	2,716	4.6%
関西電力	8月4日(火) (16~17時)	36.4	2,556	2,904	13.6%	2,791	2,875	3.0%
北陸電力	8月7日(金) (11~12時)	33.9	526	599	13.9%	545	570	4.6%
中国電力	8月6日(木) (14~15時)	35.7	1,075	1,194	11.1%	1,128	1,207	7.0%
四国電力	8月7日(金) (16~17時)	34.5	511	553	8.2%	549	611	11.2%
九州電力	8月6日(木) (16~17時)	34.9	1,500	1,703	13.5%	1,643	1,693	3.0%
沖縄電力※3	7月2日(木) (11~12時)	32.8	151	219	45.1%	156	225	43.7%

※1 関西電力の最高気温は累積5日最高気温。

※2 総合資源エネルギー調査会電力供給保証小委員会資料(2015年4月)

※3 沖縄電力については、本州と連系しておらず単独系統であり、また離島が多いため予備率が高くなるを得ない面があることに留意する必要がある。

## 原発低コスト神話の崩壊

- 廃炉、除染、損害賠償で20兆円以上
- 廃炉費用の国民負担の画策
- 損害賠償費用の国民負担の画策

**原発が他の発電方法よりも高いことを率直に  
認めるべき**

**東電をつぶすべき。すべては東電が責任をと  
ってからの話**

## トーマス・コーベリエル氏(自然エネルギー財団理事長 スウェーデン・チャルマース工科大学教授)



2016.12月 都内で講演

- 導入量が急速に拡大したことに伴って、太陽光や風力で発電した電力の取引価格が一気に下がりはじめている。太陽光発電では1kWh(キロワット時)あたり3円を切る価格で売買が成立する事例も出てきた。
- フランスの大手電力会社Engieが行った調査では、2025年までに太陽光発電のコストが1kWh=1セントにまで低下し、ほぼタダ同然になる。原発は絶対必要ない、論争などバカバカしいほど、安くなる。

17

## 大津地裁決定後の経緯

- 2016. 3. 9 本件決定
- 2016. 3.10 関電、高浜3号を停止
- 2016. 3.12 関電、異議申立て、執行停止申立て
- 2016. 6.12 大津地裁執行停止申立て却下
- 2016. 7.12 大津地裁原決定認可決定
- 2016. 7.14 関電、大阪高裁に保全抗告・執行停止 申立て
- 2016.10.13 第1回審尋期日
- 2016.12.12 主張追加第一次期限
- 2016.12.26 主張追加第二次期限
- 2017.2月頃? 決定

19

## 原発に求められる安全性とは何か

- 原子力規制委員会⇒「絶対的安全性」ではない。他の科学技術と同じ「相対的安全性」である。



**問題は、「相対的安全性のレベル」  
事故の深刻さ、原発に社会的必要がない事、  
事故を起こさなくても社会に大きな負担とか  
けること等に照らせば、その相対的安全性の  
レベルは、限りなく高くなければならない。**

18

## 事業者側の狼狽

**関経連角副会長 2016.3.17** なぜ一地裁の裁判官によって国のエネルギー政策に支障をきたすことが起こるのか。こういうことができないよう速やかな法改正を望む。

**関電八木社長 2016.3.18 記者会見**

逆転勝訴したら住民に損害賠償請求「検討対象に」

**林幹雄経済産業大臣(H28.4.1衆議院経済産業委員会)**

(原発運転の可否を定めるについて地裁の仮処分という場がふさわしいのかという質問に対し)「危機感を持っておりまして、どういう対応ができるかどうかも含め、検討してみたいと思います。」

**関経連森会長(H28.7.13)記者会見**

「こうした司法リスクは限りなく小さくする必要はある」「資源エネルギー庁も大きな問題意識をもっており、連携したい」

20

# 高裁決定後の見通し

## 住民が勝った場合

- ① 影響は大きい。伊方3号機仮処分事件に与える影響大
- ② 司法リスクの極大化→法改正の動きが活発化か
- ③ 関電は特別抗告OR許可抗告
  - 特別抗告は無理
  - 許可抗告は？ 許可されるか？最高裁はどうするか？
- ④ 市民運動に限りない励まし
- ⑤ 決定的な流れを作る。

## 住民が負けた場合

- ① 他の訴訟に与える悪影響は否定できない(もつとも質による)。
- ② 原発反対の世論は簡単には変わらない。

# 原発の現況(本日現在)



(建設中・計画中)

東通(東電)	合格	10機
大間	審査中	15機(1機)
島根3号	申請未了	17機
上関	廃炉	15機
敦賀3、4号	合格	15機
川内3号	合格	15機
<b>合計</b>	<b>合格</b>	<b>57機</b>

# 原発の老朽化ランキング

順位	原発サイト	号機	事業者	運転開始	年数 (2017.2月現在)
1	敦賀	1	日本原電	1970.03	46.11
2	美浜	1	関西電力	1970.11	46.03
3	福島第一	1	東京電力	1971.03	45.11
4	美浜	2	関西電力	1972.07	44.07
5	島根	1	中国電力	1974.03	42.11
6	福島第一	2	東京電力	1974.07	42.07
7	高浜	1	関西電力	1974.11	42.03
8	玄海	1	九州電力	1975.01	42.01
9	高浜	2	関西電力	1975.11	41.03
10	福島第一	3	東京電力	1976.03	40.11
11	美浜	3	関西電力	1976.12	40.02
12	伊方	1	四国電力	1977.09	39.05
13	福島第一	5	東京電力	1978.04	38.10
14	福島第一	4	東京電力	1978.10	38.04
15	東海第二	1	日本原電	1978.11	38.03
16	大飯	1	関西電力	1979.03	37.11
17	福島第一	6	東京電力	1979.10	37.04
18	大飯	2	関西電力	1979.12	37.02
19	玄海	2	九州電力	1981.03	35.11
20	伊方	2	四国電力	1982.03	34.11

# 今後のスケジュール

- 2017.2月ころ 高浜仮処分抗告審決定
- 2017.2月～3月 玄海仮処分決定
- 2017.3月～5月 伊方仮処分の決定3件
- 川内はまだまだこれから！
- 柏崎刈羽は当分動かない。
- **市民の力と政治の力と司法の力で、原発のない社会へ！**

## 井戸謙一弁護士のご紹介

＜略歴＞東京大学教育学部卒。1975（昭和 50）年司法試験に合格され、1979 年 司法修習生を経て、神戸地方裁判所に判事補として任官され、以後、甲府地方裁判所、福岡家庭裁判所小倉支部、大津地方裁判所彦根支部、大阪地方裁判所（大阪高等裁判所判事職務代行）、山口地方裁判所宇部支部（支部長）、京都地方裁判所、金沢地方裁判所（民事部総括）、京都地方裁判所（民事部総括）、大阪高等裁判所を歴任され、2011 年 3 月に退官されました。☆志賀原子力発電所 2 号原子炉運転差止請求事件で、2006 年に住民勝訴判決を言い渡されました。福島原発事故前、稼働原発運転差止め判決を下したただ一人の裁判長でした。

現在は、滋賀県弁護士会に所属し、彦根市内の法律事務所にて弁護士としてご活躍されています。多くの原発訴訟で、住民側の弁護団としてご活躍され、2016 年大津地裁の高浜原発仮処分事件決定で弁護団長として勝訴を勝ち取っています。詳細はご講演にて。

## ＜福井原発訴訟（滋賀）弁護団長としての挨拶＞（ホームページより抜粋）

福島第一原発事故から 5 か月もたない 2011 年 8 月 2 日、私たちは、関西電力を相手取り、大津地裁に、原発の運転差止めを求める仮処分を申し立てました。

以来、日本原電に対する敦賀原発運転禁止仮処分、国に対する大飯原発の定期検査終了証交付差止め請求訴訟、関西電力に対する美浜・大飯・高浜各原発の運転差止め請求訴訟、高浜 3、4 号機運転禁止仮処分等を申し立て、若狭湾沿岸の原発をなくすための努力を続けてきました。それは、ひとえに、福島第一原発事故のような事態を若狭湾沿岸で起こさてはならないという思いからです。滋賀県の豊かな自然、近畿圏 1400 万人の命の源である琵琶湖を放射能で汚すことなく、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

2016 年 3 月 9 日、大津地裁は、高浜 3、4 号機の運転禁止を命じる画期的な仮処分を発令し、高浜 3 号機は運転を停止しました。これを梃子(てこ)に、若狭湾の他の原発、そして全国の原発を廃炉にさせるための闘いを強めなくてはなりません。

裁判は、法廷の中だけでは勝てません。国策に抵抗して原発の運転を差し止めるのは裁判官にとって重大な決断です。その決断を支持する広範な人々の声が裁判官の背中を押すのです。

2016 年 3 月 18 日、関西電力社長の八木誠氏は、記者会見で、今回の高浜原発仮処分決定が覆った場合には、仮処分の申立人に対して損害賠償を請求することもあり得る旨の発言をしました。今回の仮処分は滋賀県内の 29 名の人々が申し立てました。関西電力は、高浜 3、4 号機の運転が止まった時の損害は 1 日 3 億円であると説明していますから、仮に高浜 3、4 号機が 1 年止まれば、請求額は 1000 億円を超えることとなります。これは、関西電力の反原発運動に対する恫喝です。高浜 3、4 号機の運転差止めを命じたのは、裁判所です。裁判所は、1 年間にわたって審理し、関西電力が主張立証する機会も十分与えたくて差止めを命じたのです。万が一、関西電力が申立人の人たちに損害賠償請求訴訟を起こしても、裁判所がそれを認める可能性はほぼありません。しかし、提訴すること自体、社会的責任のある大企業がすべきことではありません。29 人の申立人らを守り、関西電力が提訴できないように追い込むためにも、私たちの裁判に対する広範な人たちの支援が必要です。是非、よろしく願いいたします。

2016 年 3 月 23 日

福井原発訴訟（滋賀）弁護団長 井戸 謙一